

令和4年 第1回長泥地区除染検証委員会 次第

日時 令和4年 2月25日
13時30分から
場所 オンライン開催

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 村長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 委員長及び副委員長選出

委員長

副委員長

- 6 協議
 - (1) 長泥地区除染検証委員会の目的について
 - (2) 長泥地区の現状について
 - (3) 今後の工程（案）について
 - (4) その他
- 7 次回の会議について

令和4年3月25日 午後1時30分から

飯舘村役場第1会議室

長泥地区除染検証委員会委員名簿

No	職務	氏名	備考
1	委員	あきみつ のぶよし 秋光 信佳	東京大学アイソトープ総合センター 教授
2	委員	はやし せいじ 林 誠二	国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 研究グループ長
3	委員	つかだ ひろふみ 塚田 祥文	福島大学 環境放射能研究所 放射生態学部門 参与・教授
4	委員	まんぶく ゆうぞう 万福 裕造	農業・食品産業技術総合研究機構 企画戦略本部 上級研究員
5	委員	おおごし けんいち 大越 憲一	飯舘村行政区長会 会長

事務局	むらやま ひろゆき 村山 宏行	飯舘村村づくり推進課	課長
	さいとう ひろし 齋藤 博史	飯舘村村づくり推進課	企画係長
	さんべい まこと 三瓶 真	飯舘村産業振興課	課長
	たかはし よしふみ 高橋 由文	飯舘村産業振興課	農政第二係長
	いまい かずき 今井 一 起	飯舘村産業振興課	農政第二係 主査

※なおオブザーバーについては、適宜追加するものとする。

(1) 長泥地区除染検証委員会の目的について

長泥地区除染検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 長泥地区の除染事業の情報を収集・精査し、除染事業の効果等について、専門的見地から分析・検証するために、長泥地区除染検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 国が実施する除染事業等の検証・評価・公表・提案に関すること。
- (2) 森林（里山）・河川・ため池等の環境回復方法等についての審議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境回復に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について村長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 村民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は村長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会において必要と認めるときは委員以外の者（学識経験者等）の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、必要に応じて公開することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興課及び村づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。



■計画の意義・目標

飯館村長泥地区において、「改正・福島復興再生特別措置法(平成29年5月19日施行)」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「ネットワーク型の新しいむらづくり」の理念のもと、特定復興再生拠点区域(約186ha)を定め、「地域住民が生き生きとくらし、絆をつなげる拠点」「次世代に長泥の歴史をつなげる拠点」を目指す。

■計画の概要

計画の期間	平成35年5月まで
解除目標	平成35年春頃 (整備ができた箇所から先行解除)
居住人口目標	約180人

■事業内容

○居住促進ゾーン

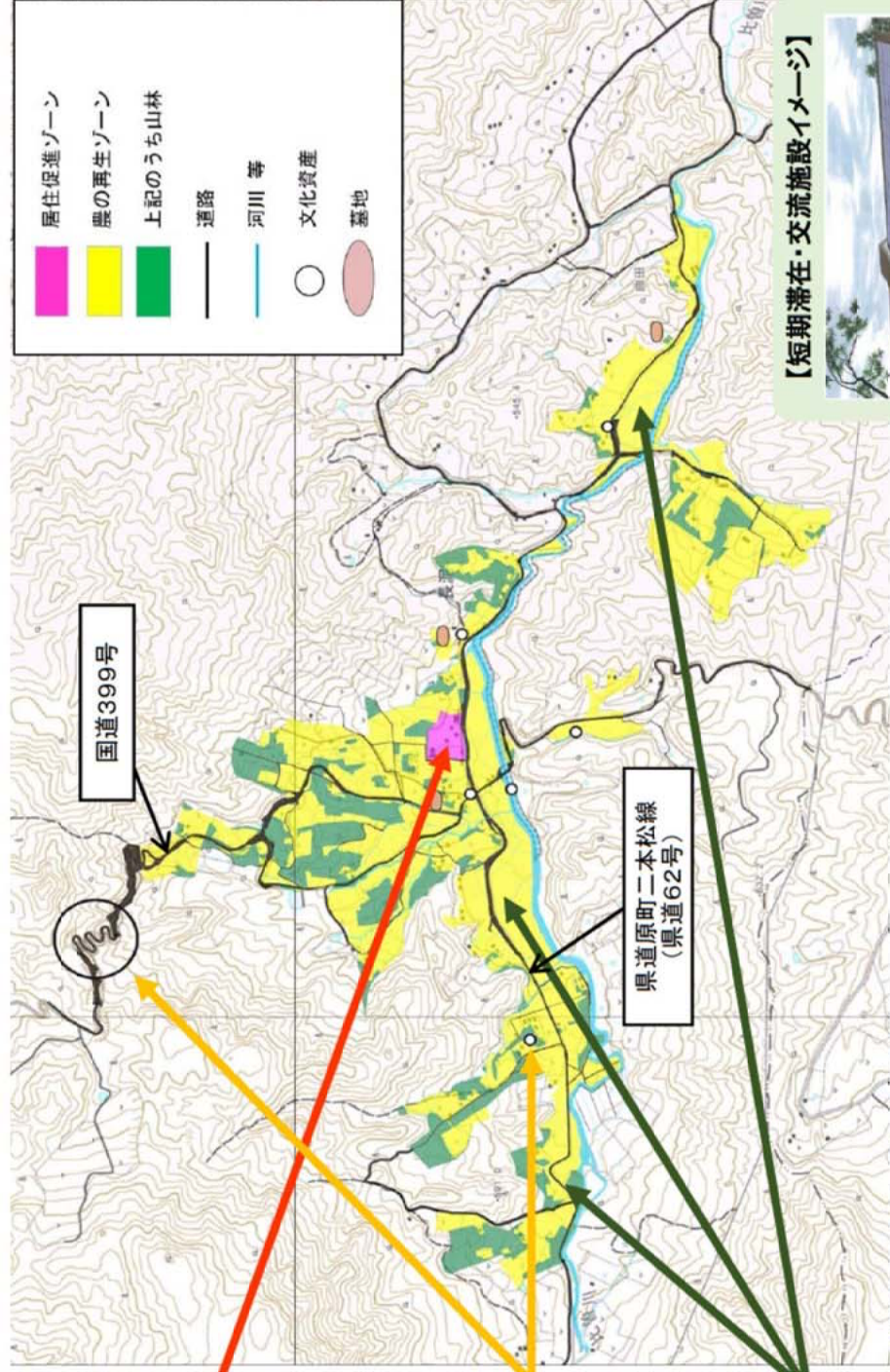
- 村営住宅、短期滞在・交流施設を整備し、住民の帰還・居住に向けた活動拠点とする。
- 多目的広場を整備し、地区住民間及び世代間の交流の場とする。

○文化・交流拠点

- 白鳥神社周辺や桜並木など、区域内の文化資産を整備・再生し、地域の歴史・文化の保存と、地域コミュニティの維持・継承に繋げる。

○農の再生ゾーン

- 農用地等の利用環境を整備し、「農」による生きがいの再生、なりわいの再生を推進する。
- 安全性を実証し、再生資材及び覆土を活用した農用地等の造成を行う。
- 村振興公社が農用地等を活用して、新たな作物への転換や大規模化を図る。



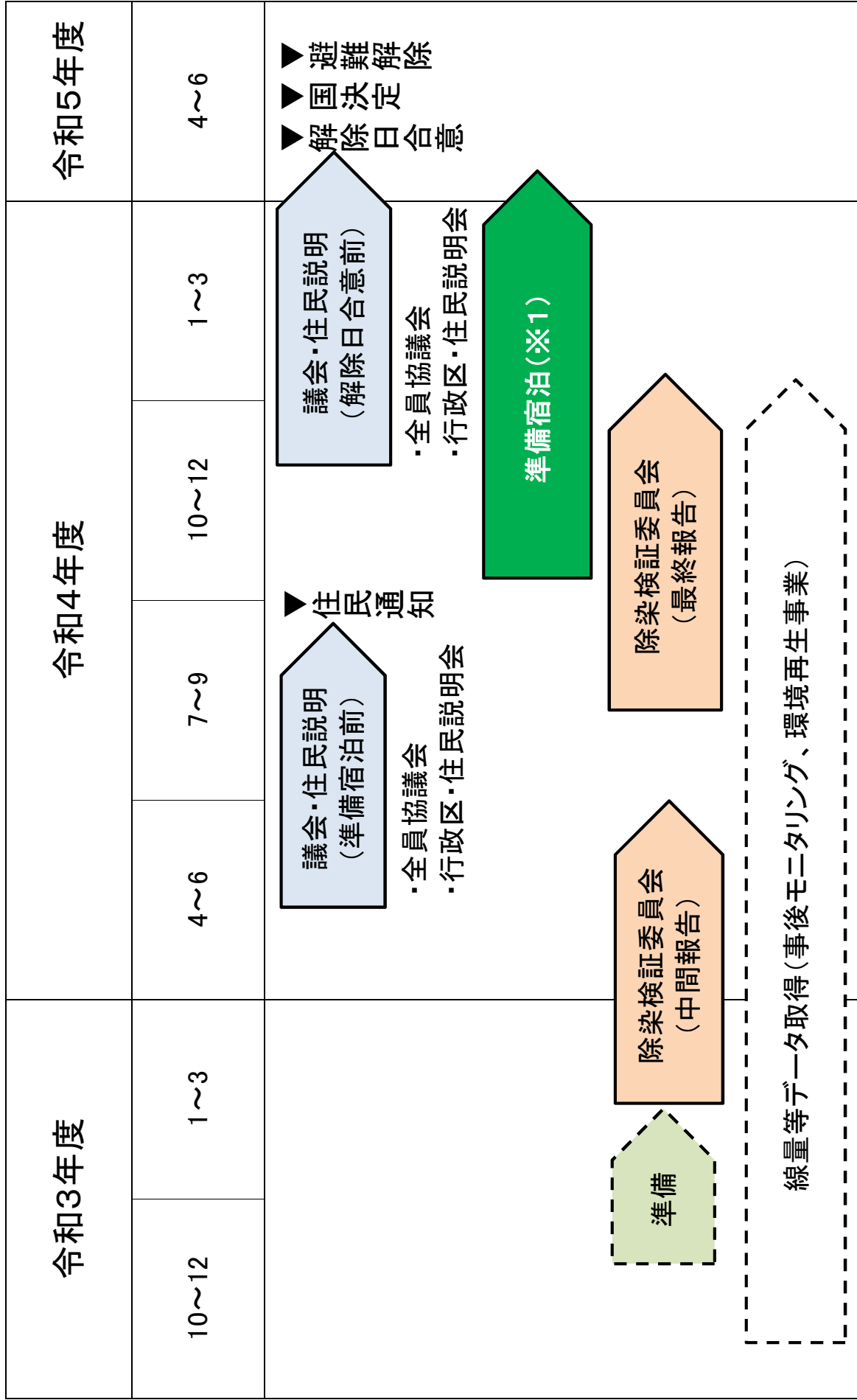
【短期滞在・交流施設イメージ】



<特定復興再生拠点区域に含まれる施設>

- ・国道399号(帰還困難区域全区間)、県道原町二本松線(県道62号)(帰還困難区域全区間)、村道(曲田線、下曲田線、曲田管沼線、曲田向線、長泥1号線、長泥2号線、長泥金華山線、貫行線)
- ・長泥の桜並木など文化資産、共同墓地

(3)今後の工程(案)について



※1 今後、除染検証委員会による検証や、住民・国との協議を踏まえ、実施時期は決める。